

📌 今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

内閣府が発表している「政策課題分析シリーズ」をご存知でしょうか。同サイトでは、定額給付金は家計支出にどのような影響をおよぼしたのか、一般労働者の賃金のばらつきはなぜ変化したのか、規制・構造改革の経済効果など、非常に興味深い政策課題の分析結果が公表されています。政策課題の分析は、経営に関する課題の設定やその分析に通じる部分があり、また上記の分析結果については、要旨、本文、参考資料と分かり易くまとめられています。同サイトは、これからの経営を考える一助となると考えており、ご興味のある方は是非ご覧下さい。

「政策課題分析シリーズ」
<http://www5.cao.go.jp/keizai3/seisakukadai.html>

TFG共栄会・例会のご案内

下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上、是非ご参加ください。

- 日 時：平成 25 年 4 月 22 日（月） 午後 5 時 00 分より
- 内 容：（第一部）研究部会・研修会

テーマ「2013 年度の経済展望」～日本経済は復活するのか～

講 師：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

調査部長 鈴木 明彦 氏

（第二部）情報交換懇親会 午後 7 時 00 分頃より午後 8 時 30 分

※ホテル会場内での立食形式による交流会

- 会 場：ホテル日航大阪 3 2 F・ジェットストリーム
（最寄駅 地下鉄御堂筋線「心斎橋駅」）
- 会 費：6,000円

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、谷風 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 … T&Fgroup

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFGニュース編集担当 谷風 行寛

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2013. 4 No. 260

健全性支援実績No1を目指す！

T&Fgroup
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL (06) 6538-0872 (編集担当 谷風)
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 資本金借入金について
- II. 売上値引きとリベートについて
- III. 担保や保証人がいる場合の貸倒処理について
- § 春の例会及び戦略セミナーのご案内

[今月のトピックス]

- ・日本政策金融公庫情報コーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・厚労省・国税庁・中小企業庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 銀行が負債ではなく資本とみなせる借入金

—— 資本金借入金の概要について ——

本来、借入金は負債として計上しなければなりません。しかし、一定の条件を満たす借入金については、銀行が自己査定を行う際に、借入金（銀行側から見ると債権）でありながら、資本とみなして取り扱うことを認められており、その一つに資本金借入金があります。借金なのに、資本として取り扱ってもらえることができれば、負債が資産よりも多い状態である債務超過の企業であっても、その貸借対照表を改善でき、新規融資などにも期待が持てます。また、長期の期限一括返済なので資金繰りにも寄与し、また業績が悪いときには金利を低くすることができるなど、導入できればメリットが大きい借入金であり、中小企業経営者の期待も大きいことが予想されることから、以下に資本金借入金の概要について、解説致します。

■ 資本金借入金とは

資本金借入金の要件としては、十分な資本金的性質が認められる借入金である必要があり、償還条件として契約時に償還期間が5年超の長期で設定されていて、かつ期限一括償還であること、金利は配当可能な利益に準じた金利、つまりは業績連動型の金利設定であって、赤字の際には事務コスト相当の金利に低下させる金利設定であること、法的に破綻した際や借入している企業が決められた期限までお金を返さなくてもいい権利を喪失した状態ではなくなった際、他の債権に先じて回収しない劣後性が確保されていれば、十分な資本金的性質が認められる借入金であるということが出来ます。なお、借入している者が自由意志で、期限前に返済することは認められています。

<保証付・担保付借入金を資本金借入金に転換する場合>

借入金に保証や担保を付ける場合、銀行側はその債権が回収できるように保全することを目的で行います。つまり、保証付・担保付借入金を資本金借入金に転換する場合、資本金借入金の要件である劣後性などに疑問が生じます。ただ、担保付借入金については一部でも担保から回収できる可能性があるなど担保解除を行うことが事実上困難な場合もあり、また保証付借入金についても、十分な資本金的性質が認められる借入金である要

件を満たしていれば、資本性借入金に転換することは可能です。

■ 資本性借入金を資本とみなす金額について

資本性借入金は5年以上の償還期間が設定されている必要があり、その残存期間が5年以上の資本性借入金については、その残高の100%を資本とみなすことができます。ただ、残存期間が5年未満になった場合、1年毎に資本と見なす部分を20%ずつ逡減されることとなります。

<資本性借入金に関する資本みなし額>

残存期間	資本とみなす額	負債とみなす額
5年以上	100%	—
4年以上5年未満	80%	20%
3年以上4年未満	60%	40%
2年以上3年未満	40%	60%
1年以上2年未満	20%	80%
1年未満	—	100%

金融庁では、金融検査マニュアルで資本性借入金の積極的な促進のため、その運用の明確化(その一部は上記に掲載)を既に発表しており、これに適応する融資制度も今後活発化すると思われます。これらのことも含めて財務力アップのため、経済産業省が認定した経営革新等支援機関でもある**TFG**に御気軽に御相談下さい。

※経営革新等支援機関とは、中小企業の経営状況の分析や事業計画の策定及びその実施の指導や助言など、中小企業に対して専門性高い支援事業を行う経営革新等支援機関を国が認定する制度で、その指導相談報酬の大部分を国が負担する画期的な仕組みです。

日本政策金融公庫情報コーナー

■ 「経営改善・資金繰り相談窓口」の設置について

日本政策金融公庫では、3月8日付けで、国民生活事業及び中小企業事業の全支店に「経営改善・資金繰り相談窓口」が設置されています。これは、金融円滑化法が3月末で終了するのに備えて、中小企業からの融資相談や返済相談など、個別の事情を踏まえて、迅速で細やかな対応を行うための処置となっております。特に年度末移行の資金繰りに対して、万全を期すことが目的となっております。

経営指標解説コーナー

■ 変動費率とは

変動費とは、生産や販売活動に比例して、変動する費用のことです。一般的には仕入や材料費、外注費などが当てはまりますが、業種、業態によって一概には言えません。その変動費を売上高で割って算出したものが変動費率であり、会社の採算性を分析する指標ということができます。小売業や卸売業などは変動費の割合が高いので、変動費率は高くなる傾向があるなど、業種によって変動費率は大きく異なりますので、同業種の変動費率と比較しましょう。又、商品別や市場別に変動費率を検証したりすることで、改善点を導き出すことが出来ます。

いる場合であれば、債務者に対して書面により債務免除を行ったときには、その債務免除を行った事業年度において貸倒れとして損金処理することができます。

■ 担保物がある場合の貸倒れ

金銭債権の担保として、土地などの担保物がある場合には、その担保物の処分を行う余地が残されていることから、全額を回収できない状態であるとは言い難い状況です。このように担保物がある場合には、担保物を処分した上で、その処分によって得た金額との差額である残債について、回収可能性を判断し、回収できない残債について、損金処理することが、担保物がある場合の金銭債権の貸倒れ処理の原則です。また、抵当権の順位が2位や3位など、劣後抵当権の場合であっても、原則としては、担保物の処分後に損金処理することとなります。ただ、抵当権の順位が相当程度劣後している場合には、抵当権が名目的なものであり、担保物の正当な評価額からみて、担保処分しても実質的に受け入れ額が発生しないなど、実質的に全く担保されていない状態であることが想定できますが、このような場合には、担保物の処分前であっても、回収できないことが明らかな場合については、貸倒れとして損金処理することができます。

■ 保証人がいる場合の貸倒れ

保証人がいる場合の売掛債権については、債務者だけではなく、保証人から回収できないときに損金処理することができます。ただ、保証人から回収できない状態であることを判定するにあたって、その保証人が生活保護と同程度の収入であり、かつその有するところの資産も生活を必要最低限維持することができる程度、つまりは差押禁止財産程度しか存在しない場合については、実質的に保証人から回収できないと判断することができます。同保証人に対して、保証債務の履行を求めをしなくても貸倒れとして損金処理することができます。

<差押禁止財産>

差押禁止財産とは、衣服や寝具、生活に必要な3月間の食料及び燃料、実印、日記、系譜、学習に必要な書籍などの物品や機器等のことを指しており、法律で差押えを絶対的に禁止するものとして、規定されています。なお、商品など換価を目的とする物品や換金性があるものは、差異押禁止財産には含まれません。

国税庁情報コーナー

■ 国税不服審判所の概要等について

国税不服審判所とは、税務署や国税局などから受けた国税に関する処分に不服がある場合に、その内容について裁決を行う機関です。納税者の正当な権利利益を守ることと、税務行政の適正な運営を確保することを目的として、国税庁付属の特別の機関として設置されました。本部のほか、全国に12の支部と7支所があります。なお、審査請求書は管轄の国税不服審判所支部に提出しますが、税務署等を経由して提出することもできます。

中小企業庁情報コーナー

■ 認定支援機関による経営改善計画策定事業が経営改善支援センターで開始

中小企業金融円滑化法が3月末で終了しますが、金融支援が必要な中小零細企業の多くは、自ら経営改善計画書を策定するのが困難である状態を鑑み、これらの相談をすることができる「経営改善支援センター」が全都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会に新設されています。



厚生労働省情報コーナー

■ 平成25年度の雇用保険料率について

平成25年度、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの雇用保険料率は、平成24年度の雇用保険料率と変更はありません。なお、一般事業の労働者負担は5/1000、事業主負担は失業等給付の保険料率5/1000と雇用保険二事業の保険料率3.5/1000を足した8.5/1000、その合計は13.5/1000、農林水産と清酒製造の事業は合計15.5/1000、建設の事業は16.5/1000となっております。

Ⅱ. 売上値引きとリベートの違いをご存知ですか？

— その違いや計上時期、処理方法について —

極めて経済状況が厳しい昨今の経済情勢を体感されている中小企業経営者は多いと思いますが、一定の期間内に一定額以上の大きな売上を立てることができた取引先に対して、売上代金の一部をリベートとして割戻しすることを実施されている場合が多いと思います。また逆に大量に仕入を実施した場合には、取引先から仕入代金の割戻しを受けることもあると思います。売上割戻し等の計上時期や処理方法は少し複雑ですので以下に解説致します。なお、類似した言葉に売上値引きや仕入値引きがあり、その違いが分かりにくいこともありますので、その違いについても簡易に解説致します。

■ 売上割戻しと売上値引き、仕入割戻しと仕入値引きの違い

売上割戻しは一定期間内に一定以上の売上が立った取引先にリベートとして割り戻すことですが、売上値引きとは、品質不良や破損などに対して売上を値引きすることです。また仕入割戻しと仕入値引きの違いについても、一定期間内に一定額以上の仕入を行ったことに対するリベートが仕入割戻しで、品質不良等に関する仕入代金の値引きが仕入値引きです。言葉は似ていますが、全く違う意味になりますので、注意してください。

■ 売上割戻しの計上時期と処理方法について

売上割戻しによって販売した棚卸資産に関する売上割戻しの計上時期は、その算定基準が販売価格又は販売数量を基準に定められており、かつ、その算定基準が契約やその他の方法によって、その相手方に明示されている場合については、売上割戻しによって販売した日の属する事業年度に計上します。但し、この要件を満たさない売上割戻しについては、その売上割戻しの金額の通知又は支払いをした日の属する事業年度に計上します。これは、仕入割戻しについても同様で、算定基準や相手方への明示の要件を満たす場合には、仕入割戻しによって購入した日の属する事業年度に計上し、これを満たさない仕入割戻しについては、その仕入割戻しの金額の通知を受けた日の属する事業年度に計上します。

■ 一定期間支払われない売上割戻しの計上時期

売上割戻しの金額について、災害の発生などの特別な事実が発生するときまで、または5年を超える一定の期間が経過するまでの間、相手方名義の保証金等として預かることとされている契約を締結し、その相手方がその利益の全部又は一部を実質的に享受することがで

きないと認められる場合など、一定期間支払われない売上割戻しについては、現実的に売上割戻しの金額を実際に支払った日の属する事業年度とすることができます。

■ 一定期間支払われない売上割戻しの適用がある仕入割戻しの計上時期

一定期間支払われない売上割戻しの適用がある仕入割戻しについては、現実には支払いを受けた日、またはその日前に実質的にその利益を享受することとなった日の属する事業年度に計上します。なお、棚卸資産を購入した日の属する事業年度又は相手方から通知を受けた日の属する事業年度の仕入割戻しとして経理している場合には、この経理処理は認められます。但し、上記に定める事業年度において計上しなかった場合には、その仕入割戻しの金額は、当該事業年度の総仕入高から控除しないで益金の額に算入することとなります。

■ 文中にある「実質的に利益を享受する」の意味合いについて

1. 相手方との契約等に基づいて、その売上割戻しの金額に通常の金利を付けるとともに、その金利相当額については現実に支払っている、又は相手方からの請求があれば支払う事実がある場合
2. 相手方との契約等に基づいて保証金などに加えて有価証券その他の財産を提供することができる事実がある場合
3. 保証金等として預っている金額が売上割戻しの金額のおおむね 50%以下である事実がある場合
4. 相手方との契約等に基づいて売上割戻しの金額を相手方名義の預金又は有価証券として保管していること

Ⅲ. 担保物や保証人がいる場合の貸倒れ

— 貸付金や売掛債権の損金処理について —

貸付先や売掛先が倒産することによって、貸付金や売掛債権の全額やその一部が回収できなくなってしまう経験をお持ちの方が、ほとんどだと思います。これらの売掛債権や金銭債権の貸倒れを損金処理するためには、その債務者の資産状況や支払い能力等を総合勘案して、その全額が回収できないことが明らかになった事業年度に、損金処理することができます。ただ、担保物がある場合や保証人がいる場合には、その全額が回収できない状態であることの判定に難があり、回収可能性を適正に判断する必要があります。中小企業経営者は、同様の事例に接する機会が多いと思いますので、以下に担保物や保証人がいる場合の売掛債権や金銭債権の損金処理について解説致します。

■ 金銭債権の貸倒れに係る損金処理の原則

法人が保有する金銭債権については、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができます。また、回収可能性のある金額が少額であって、その回収等に係る経費が多額であることが見込まれ、既に債務者の債務超過の状態が相当期間継続して

中小企業
必見!

平成25年税制主要改正項目

平成25年度の税制改正では、所得税の最高税率の見直し、相続税の基礎控除の引下げ及び税率構造の見直し、教育資金の一括贈与に関する贈与税の非課税措置の創設、設備投資や研究開発、雇用拡大や所得拡大、国内生産設備等の取得に関する優遇措置、中小法人の交際費課税の特例の拡充など、中小企業経営に影響のある改正が目白押しとなっております。そこで、押さえておきたい主要な事項を挙げておきますので、今後の対応と活用の一助としてください。

■ 個人所得課税

1 所得税の最高税率の見直し

所得税について、現行は課税所得が1,800万円超の場合における40%の税率が最高税率でしたが、改正後は課税所得が4,000万円超の場合における45%の税率が最高税率となります。なお、この改正は平成27年分以降の所得税について適用されます。

2 少額上場株式等の譲渡所得などの非課税措置いわゆる日本版ISAの創設

非課税口座内の少額上場株式等の配当所得や譲渡所得に関して、所定の期日における上場株式等の時価が100万円を超えないものについては、5年間で最大500万円まで、その譲渡所得や配当所得が非課税になる所謂日本版ISAが創設されました。非課税口座を開設できる期間は平成26年1月1日から平成35年12月31日迄です。

3 住宅ローン減税の拡充

住宅ローン減税について適用期間が平成29年12月31日まで4年間延長されると共に、平成26年4月以降に住居した一般の住宅及び認定住宅の借入限度額が拡充されます。但し、取得費等に対して新しい消費税の税率が適用されなかった場合、現在と同じ借入限度額となります。

■ 資産課税関係

1 相続税の基礎控除引下げと最高税率の見直し

相続税の基礎控除について、現行5,000万円+1,000万円×法定相続人数から改定後は3,000万円+600万円×法定相続人数に引き下げられるとともに、2億円以下、3億円以下、6億円以下、6億円超と税率構造が細分化され、その最高税率は55%となります。平成27年1月1日以後の相続について適用されます。

2 贈与税の最高税率の見直しと相続時精算課税の拡充

贈与税について1,500万円以下、3,000万円以下、3,000万円超の区分が追加されると共に、その最

高税率は55%となります。また20歳以上の者が直系尊属から贈与によって取得した財産(相続時精算課税以外のもの)に対する贈与税の税率構造が緩和されます。なお、相続時精算課税制度について、その贈与者の年齢要件が現行の65歳以上から60歳以上に引き下げられています。この改正は平成27年1月1日以後の贈与から適用されます。

3 事業承継税制の見直し

事業承継税制について経営承継相続人等の要件が非親族にも拡充されると共に、納税猶予の取消要件が緩和されます。平成27年1月1日以後の相続で適用されます。

4 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

父母や祖父母などの直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合について、一定の要件を満たす場合、1,500万円までの金額に相当する部分について、贈与税が課されない措置が創設されています。なお、贈与を受ける者は教育資金管理契約を締結する日において30歳未満の方のみが対象で、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に信託受益権等を取得する必要があります。

■ 法人税関係

1 生産等設備投資促進税制の創設

青色申告書を提出する事業者が生産等の設備を取得し、一定の要件を満たしている場合、その取得価額の100分の30相当額の特別償却とその取得価額の100分の3相当額の特別税額控除との選択適用ができる制度が創設されました。平成25年4月1日から平成27年3月31日迄に開始する各事業年度で取得したものについて適用されます。

2 所得拡大促進税制の創設

雇用者の給与等の支給額が増加するなど、一定の要件を満たしている場合、その雇用者給与等に係る支給増加額の100分の10相当額の特別税額控除ができる制度が創設されています。平成25年4月1日から平成28年3月31日迄の間に開始する事業年度で適用されます。

3 雇用促進税制の拡充

雇用促進税制について、税額控除の適用を受けることができる金額を基準雇用者数1人当たり現行20万円から40万円に引き上げられました。平成25年4月1日から平成26年3月31日迄に開始する事業年度で適用されます。

4 中小法人の交際費課税の特例の拡充

中小法人に係る交際費等の損金不算入制度について、現行定額控除限度額は600万円となっていますが、改定後は800万円に拡充されます。また現行は定額控除限度額に達するまでの金額の100分の10相当額を損金算入できませんでしたが、改定により定額控除限度額までの金額の全額を損金算入することができるようになります。平成25年4月1日から平成26年3月31日迄に開始する事業年度で適用されます。